

綾瀬市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月28日

綾瀬市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、「農地等の利用の最適化の推進」が農業委員会の取り組むべき業務として、明確に位置づけられた。

綾瀬市は神奈川県ほぼ中央に位置し、都市近郊の経済的立地条件を活かして、野菜等を中心とした畑作を主体とする農業生産を展開し、野菜のブランド化を進める等、農業振興が図られている。

しかしながら、担い手の高齢化等により、遊休農地の発生・増加などが懸念されていることから、その発生防止・解消に努めていく一方、経営規模の拡大を志向する担い手への農地利用の集積・集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が、農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいくと共に、新規参入の促進に積極的に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力のある農業を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当地域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、綾瀬市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する神奈川県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する綾瀬市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業

委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	273.0 ha	3.1 ha	1.2%
目 標 (令和6年3月)	272.1 ha	2.5 ha	0.9%

注1：現状面積について「最適化活動の目標の設定等」のとおり

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

ア 農業委員及び推進委員による利用状況調査と利用意向調査を実施する。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、日常的に実施する。

イ 農業委員会は、JAさがみや農業関係団体と協力し、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。）に基づく利用権の設定等による農地の貸借（利用権設定促進事業）を推進し、遊休農地の発生防止・解消を図る。

ウ 農業委員会は、利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえて、農地の利用関係の調整を行う。

エ 「農業委員会サポートシステム」による農地情報の積極的な公表に努める。

オ 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構

への貸付け手続きを行う。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和5年3月)	273.0 ha	42.9 ha	15.7%
目 標 (令和6年3月)	272.1 ha	32.8 ha	12.0%

注1：現状面積について「最適化活動の目標の設定等」のとおり

注2：農業委員会の区域内の遊休農地の発生状況が農業地域類型（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域及び山間農業地域）によって著しい相違があるときは、当該地域ごとに記述する。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

ア 農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

イ 農業委員及び推進委員は、高齢農業者の農地や貸付希望農地、借受けを希望する担い手等について、地域の情報の把握に努める。

ウ 農業経営基盤強化法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進する。

エ 農地の貸借制度や農地中間管理事業の積極的な周知に努め、農家の意向を踏まえた活用を推進する。

オ 農業委員会は、JAさがみや農業関係団体、新規就農者等と協力し、

担い手への農地利用の集積・集約に努める。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入経営体数 (新規参入経営体取得面積)
現 状 (令和5年3月)	11 経営体 (7.7 ha)
目 標 (令和6年3月)	15 経営体 (2.7 ha)

注：現状新規参入経営体数（取得面積）については、平成26年度から令和4年度までの実績のとおり。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

ア 農業の魅力と綾瀬ブランドの情報発信及び支援制度の周知に努め、新規参入の促進を図る。

イ 神奈川県、かながわ農業アカデミー、JAさがみ等の関係機関・団体と連携し、管内の新規参入希望者に関する情報を把握し、新規参入相談及び農地のあっせんを積極的に実施する。

ウ 農業委員及び推進委員は、新規参入経営体の地域での受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を支援するため、継続的なフォローアップに務める。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

綾瀬市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、綾瀬市農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置付けられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力

附 則

この指針は、平成29年11月24日から施行する。

附 則

この指針は、令和2年11月25日から施行する。

附 則

この指針は、令和5年4月1日から施行する。